



JASDAQ

平成 29 年 4 月 26 日

各 位

会社名 株式会社ソフィアホールディングス
代表者名 代表取締役社長 新村 直樹
(コード番号 6942)
問合せ先 経営企画室 浅野 茂雄
(TEL 03-6265-3339)

株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 6 月 27 日開催予定の第 42 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に、株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 併合の目的

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することとし、あわせて当社株式について、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施するものであります。

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方法・割合

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数 10 株につき 1 株の割合で併合致します。

③ 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済み株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	22,377,200 株
株式併合により減少する株式数	20,139,480 株
株式併合後の発行済み株式総数	2,237,720 株

（注）「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済み株式総数」は、株式併合前の発行済み株式総数および併合割合に基づき算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	1,278 名（100.0%）	22,377,200 株（100.00%）
10 株未満	55 名（4.3%）	63 株（0.00%）
10 株以上	1,223 名（95.7%）	22,377,137 株（100.00%）

(注) 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、所有株式数が 10 株未満の株式のみ所有の株主様 55 名は、下記 (4) 記載の処理を行ったうえで株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法第 235 条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の効力発生日における発行可能株式総数

8,800,000 株 (併合前は 88,000,000 株)

(6) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案および下記の「3. 定款一部変更の件」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した全国証券取引所による「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するために実施するものです。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

本株主総会において、上記「1. (1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため、現行の定款第 6 条を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行の定款第 7 条を変更いたします。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、当該効力発生日をもって本附則を削除いたします。

(下線部分は変更箇所を示しております)

変更前	変更後
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>88,000,000 株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当会社の単元株式数は、<u>1,000 株</u>とする。</p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第 6 条 当社の発行可能株式総数は、<u>8,800,000 株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第 7 条 当会社の単元株式数は、<u>100 株</u>とする。</p>

4. 日程

取締役会決議日	平成 29 年 4 月 26 日
定時株主総会開催日	平成 29 年 6 月 27 日（予定）
1,000 株単位での売買最終日	平成 29 年 9 月 26 日（予定）
100 株単位での売買開始日	平成 29 年 9 月 27 日（予定）
株式併合、単元株式数の変更および定款の一部変更の効力発生日	平成 29 年 10 月 1 日（予定）

※上記のとおり、本株式併合及び単元株式数変更の効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式の売買後の振替手続の関係で、株式会社東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日です。

以 上

添付資料

（ご参考）株式併合および単元株式数の変更に関する Q & A

添付資料

(ご参考) 株式併合および単元株式数の変更に関する Q&A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか？

A1. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では 10 株を 1 株に併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A2. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q3. 株式併合、単元株式数の変更の目的は何ですか？

A3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社も、JASDAQ に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（10 株を 1 株に併合）を実施することといたしました。

Q4. 株主の所有株式数や議決権数はどうなりますか？

A4. 株式併合後の株主様の所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された所有株式数に 10 分の 1 を乗じた数（1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後の所有株式数 100 株につき 1 個となります。具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、所有株式数および議決権は次のとおりとなります。

例	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権個数	所有株式数	議決権個数	端数株式
1	5,000 株	5 個	500 株	5 個	なし
2	2,500 株	2 個	250 株	2 個	なし
3	505 株	なし	50 株	なし	0.5 株

- ・例 1 に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例 2 の単元未満株式（効力発生後において例 2 では 50 株）につきましては従前と同様にご希望により「単元未満株の買増し」または「単元未満株式の買取り」制度がご利用いただけます。
- ・例 2 に発生する端数株式につきましては、会社法第 235 条に基づきすべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じて分配いたします。このお支払代金（端数株式処分代金）は平成 29 年 12 月頃お送りすることを予定しております。
- ・例 3 の株主様は、株式併合によりすべての所有株式が端数株式になり株主としての地位を失うこととなります。何卒ご理解を賜りたいと存じます。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値に影響を与えないのですか。

A5. 株式併合の前後で会社の資産や資本の変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を別にすれば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変わることはございません。ご所有株式数は併合前の10分の1となりますが、逆に、1株当たりの純資産額は10倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は、併合前の10倍となります。

Q6. 株主自身で、何か必要な手続きはありますか。

A6. 株主様にお願いする特段の手続きはございません。

【お問い合わせ先】

株式併合および単元株式数の変更に関しましてご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の株主名簿管理人にお問い合わせください。

※当社の株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝祭日を除く)

以 上